# ディーゼル特定特殊自動車の排出ガス規制の強化について

~ 「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」等の一部改正~

環境省水・大気環境局自動車環境対策課

- 〇平成 22 年 3 月 18 日(木)、環境省は、平成 20 年 1 月の中央環境審議会答申「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について(第 9 次答申)」に基づき、ディーゼル特殊自動車の排出ガス規制を強化するため、大気汚染防止法に基づく「特定特殊自動車排出ガスの量の許容限度」(公道を走行しない特殊自動車を対象)及び「自動車排出ガスの量の許容限度」(公道を走行する特殊自動車を対象)を改正しました。
- 〇「特定特殊自動車排出ガスの量の許容限度」の改正を踏まえ、環境省、経済産業省及 び国土交通省は、同日、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」等 を改正しました。
- 〇 これにより我が国のディーゼル特定特殊自動車の排出ガス規制は世界で最も厳しい レベルのものとなります。具体的には、ディーゼル特殊自動車の排出ガス規制値が、 従来と比較して粒子状物質(PM)で88~93%強化されます。
- 〇 また、「自動車排出ガスの量の許容限度」の改正を踏まえ、国土交通省において、同日、道路運送車両法に基づく「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等の改正が行われました。

### 「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」等の主な改正点(詳細は次ページ以降参照)

(1) 排出ガス新試験モードの追加

従来からの定常試験モードに加えて、過渡試験モードを追加しました。

- (2) ディーゼル特定特殊自動車の排出ガス規制値の強化 粒子状物質(PM)規制値約9割強化のほか、各排出ガス規制値も強化。
- (3) 少数生産車の基準の細目の改正 規制強化に伴い、国内基準と同等な海外基準等の見直しを行いました。
- (4) 規制適用開始時期について 定格出力毎の規制適用日のほか、型式届出特定特殊自動車の経過措置期間を定めました。
- (5) 改正基準に適合した特定特殊自動車用の基準適合表示様式の追加 新基準適合車が一目で判別できるように表示様式を追加しました。

# 1. ディーゼル特定特殊自動車の排出ガス規制強化に伴う改正の詳細について

## (1) 排出ガス新試験モードの追加

ディーゼル特殊自動車の排出ガス試験として、現行の定常モード試験(8モード法)に加えて、 今後採用が想定される排気後処理装置の効果を適切に評価できるように、世界統一基準に規定され ている過渡試験モード(NRTCモード)を追加します。

※NRTC:Non Road Transient Cycleの略

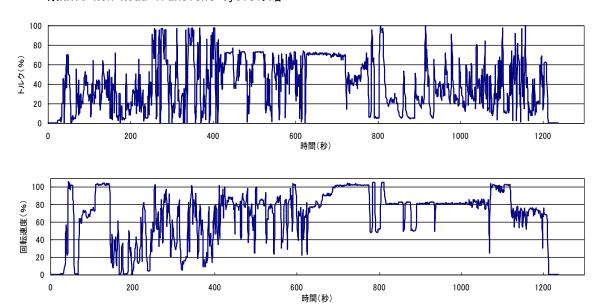


図 ディーゼル特殊自動車の排出ガス測定法に追加される過渡試験モード(NRTCモード)

## (2) ディーゼル特殊自動車の排出ガス規制値の強化

ディーゼル特殊自動車の排出ガス規制値を下記表のとおりに強化します。

〇ディーゼル特殊自動車の排出ガス規制値比較表

定格出力	一酸化炭素		非メタン炭化水素		窒素酮	<b>夋化物</b>	粒子:	状物質	ディーゼル黒煙				
	( C	0)	(NMHC)		(NC	) x )	( P	M)					
	現行	改正後	現行	改正後	現行	改正後	現行	改正後	現行	改正後			
19kW 以上	5. 00	5. 0	1.00	0. 7	6.00	4. 0	0. 40	0.03	40%	25%			
37kW 未満	(6. 50)	(6. 5)	(1.33)	(0.9)	(7. 98)	(5. 3)	(0.53)	(0.04)					
のもの				▲30%		▲33%		▲93%					
37kW 以上	5. 00	5. 0	0. 70	0.7	4. 00	4. 0	0. 30	0. 025	35%	25%			
56kW 未満	(6. 50)	(6. 5)	(0.93)	(0.9)	(5. 32)	(5. 3)	(0.40)	(0.033)					
のもの								<b>▲</b> 92%					
56kW 以上	5. 00	5. 0	0. 70	0. 19	4. 00	3. 3	0. 25	0. 02	30%	25%			
75kW 未満	(6. 50)	(6. 5)	(0.93)	(0. 25)	(5. 32)	(4. 4)	(0.33)	(0.03)					
のもの				<b>▲</b> 73%		▲18%		<b>▲</b> 92%					
75kW 以上	5. 00	5. 0	0.40	0. 19	3. 60	3. 3	0. 20	0. 02	25%	←			
130kW 未	(6. 50)	(6. 5)	(0.53)	(0. 25)	(4. 79)	(4. 4)	(0. 27)	(0.03)					
満のもの				<b>▲</b> 53%		▲8%		<b>▲</b> 90%					
130kW 以上	3. 50	3. 5	0. 40	0. 19	3. 60	2. 0	0. 17	0. 02	25%	←			
560kW 未満	(4. 55)	(4. 6)	(0.53)	(0. 25)	(4. 79)	(2. 7)	(0. 23)	(0.03)					
のもの				<b>▲</b> 53%		<b>▲44</b> %		▲88%					

注 1. 現行及び改正案欄中の値は平均値を表し、括弧内の値は上限値を表す。

- 2. CO、NMHC、NOx、PM の単位は g/kWh である。
- 3. 規制値(CO、NMHC、NOx、PM)は、ディーゼル特殊自動車8モード法及びNRTCモード法によるもの。
- 4. 規制値(ディーゼル黒煙)は、ディーゼル特殊自動車8モード法及び無負荷急加速黒煙の測定法によるもの。
- 5. 表中の▲の数字は、現行の平均値規制値からの低減率を示す。
- 6. NMHC 欄の現行規制は炭化水素(今回改正で炭化水素から NMHC に変更)。

## (3) 少数生産車の基準の細目の改正

改正基準適用後は、改正前基準による型式届出特定特殊自動車であったものか、改正後基準に適合した型式届出特定特殊自動車と同等の排出ガス性能を有するものとして以下に定める基準を満たすものであるディーゼル特定特殊自動車が、少数生産車として申請できることとなります。

対象となる自動車の種類:軽油を燃料とする特定特殊自動車

### 少数生産車の基準の細目(改正基準適合車と同等の排出ガス性能を有するもの)の改正前後の比較表

定格出力	同等とみなす基準								
	改正前	改正後							
19kW以上37kW未満	Tier 2 、StageⅢ A	Tier 4							
37kW以上56kW未満	Tier3、StageⅢA	Tier4、StageⅢB							
56kW以上560kW未満	Tier3、StageⅢA	Interim Tier4、StageⅢB							

### 備考

- 1 Tier 2 及びTier 3 は、Code of Federal Regulations Title40 Chapter1 Part89に規定する基準を、Interim Tier 4 及びTier 4 は、Code of Federal Regulations Title40 Chapter1 Part1039(以下「Part1039」という。)に規定する基準をいう。ただし、次に該当するものは除く。
  - イ Part1039の§1039.102に記載の規定のうち、定格出力56kW以上560kW未満のPhase-outの基準
  - Part1039のSubpart Hに規定するthe averaging, banking, and trading program (以下「ABT program」という。)を適用したときに、ABT programのEmission creditsが負数となるthe family emission limit for the engine familyの基準
- 2 StageⅢA、StageⅢBは、97/68/EC及びその改訂指令に規定する基準をいう。

### (4) 適用開始時期について

今回の改正基準の適用開始時期は、定格出力帯毎に以下のとおりとなります。

適用日以後の新しい型式の特定特殊自動車は、改正基準に適合する必要があります。

(括弧書き中の年月日前までが型式届出特定特殊自動車の経過措置期間となります。)

- ・定格出力 130kW 以上 560kW 未満の特定原動機を備えたもの 平成 23 年 10 月 1 日 (改正前基準に適合した継続生産車及び輸入車については平成 25 年 4 月 1 日)
- ・定格出力 75kW 以上 130kW 未満の特定原動機を備えたもの 平成 24 年 10 月 1 日 (改正前基準に適合した継続生産車及び輸入車については平成 25 年 11 月 1 日)
- ・定格出力 56kW 以上 75kW 未満の特定原動機を備えたもの 平成 24 年 10 月 1 日 (改正前基準に適合した継続生産車及び輸入車については平成 26 年 4 月 1 日)
- ・定格出力 37kW 以上 56kW 未満の特定原動機を備えたもの 平成 25 年 10 月 1 日 (改正前基準に適合した継続生産車及び輸入車については平成 26 年 11 月 1 日)
- ・定格出力 19kW 以上 37kW 未満の特定原動機を備えたもの 平成 25 年 10 月 1 日 (改正前基準に適合した継続生産車及び輸入車については平成 27 年 9 月 1 日)

2011年規制		H23年度(2011年度)			H24年度(2012年度)			H25年度(2013年度)				H26年度(2014年度)				H27年度(2015年度)				
	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1
軽油を燃料とするもの											(10/1)新車規制適用日									
19kW以上37kW未満(D1)											経過抗	圣過措置23ヶ月 継続生産車規制				規制通	用日(	9/1)		
											(10/1	1)新車	f車規制適用日 e							
37kW以上56kW未満(D2)											経過	措置13	3ヶ月		(11	/1)継	続生産	[車規	制適月	用日
							(10/	1)新車	規制	適用日										
56kW以上75kW未満(D3)							経過:	措置18	8ヶ月				(4/1)	継続生	上産車	規制記	<b>適用日</b>			
							(10/	1)新車	規制	適用日										
75kW以上130kW未満(D4)							経過:	措置1:	3ヶ月		(11,	/1)継約	売生産	車規	制適月	刊 日				
			(10/	1)新車	規制	適用日	1													
130kW以上560kW未満(D5)			経過:	措置1	8ヶ月				(4/1)	継続生	産車	規制证	5用日							

# (5) 改正基準に適合した特定特殊自動車用の基準適合表示様式の追加

改正基準に適合した特定特殊自動車に付する様式として、下記の3つが追加となります。



型式届出特定特殊自動車用(改正基準に適合するもの)



少数生産車用 (改正前の基準適合車)



少数生産車用 (改正基準と同等性能のもの)

# 〇特定特殊自動車の基準適合表示

### 【従来様式】

以下のものに引き続き付 されます。(2006 年基準 適合車)

- 1) ガソリン・LPG を燃料とし、基準に適合するもの
- 2) 軽油を燃料とし、改 正前の基準に適合す るもの



### 【追加様式】

軽油を燃料とし、改正基準に適合するものに付されます。

※定格出力 19Kw 以上 560kW 未満共通で「2011 年基準」と表記します。



# 〇少数生産車の表示(少数特例表示)



### 【従来様式】

以下のものに、引き続き付されます。 1) ガソリン・LPG を燃料とし、少数

生産車の基準に適合するもの 2)軽油を燃料とし、改正前の少数生 産車の基準に適合するもの



### 【追加様式】

軽油を燃料とし、改正前の基準による 型式届出特定特殊自動車等であった型 式のものに付されます。

(規則第18条第1項第2号イ適用)



### 【追加様式】

軽油を燃料とし、改正基準による型式 届出特定特殊自動車と同等の排出ガス 性能を有するものに付されます。

(規則第18条第1項第2号口適用)

- (注1) 特定特殊自動車に、規定に従わずに基準適合表示若しくは少数特例表示を付したり、これらと紛らわしい表示を付してはいけません。
  【法第12条第4項関係】
- (注2) 特定特殊自動車は、基準適合表示又は少数特例表示が付されたものでなければ、使用してはいけません。 【法第 17 条関係】 (使用禁止の適用外となる特定特殊自動車が一部あります。)